

# 富山市災害時等協力事業所登録制度要綱

平成20年1月4日

(趣旨)

第1条 この要綱は、地域における災害時の対応については事業所の保有する能力が重要な役割を担うことから、災害時等において市等に協力をする事業所の登録制度に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「事業所」とは、本市の区域内（以下「市内」という。）に店舗、工場、営業所（以下「店舗等」という。）を有する個人及び法人その他の団体をいう。

(台帳への登録)

第3条 市長は、災害時等において市等が行う防災活動に協力する事業所を登録するため、富山市災害時等協力事業所登録台帳（以下「台帳」という。）を作成するものとする。

2 協力しようとする事業所は、富山市災害時等協力事業所登録申請書（様式第1号）により、次に掲げる事項を市長に申し出て、前項の規定による登録を受けるものとする。

- (1) 人材協力に関する事項
- (2) 物品協力に関する事項
- (3) 避難所施設等の提供に関する事項
- (4) 資機材等の支援に関する事項
- (5) その他防災上必要な協力及び支援に関する事項

3 市長は、前項の規定による申し出があった場合において、その内容が適当であると認めるときには、台帳に登録するとともに、当該申し出をした事業所に富山市災害時等協力事業所登録書（様式第2号）を交付するものとする。

4 前項の規定による登録を受けた事業所（以下「登録事業所」という。）は、登録を受けた事項について変更が生じたときには、富山市災害時等協力事業所登録変更申出書（様式第3号）により、市長に申出なければならない。

(登録期間)

第4条 登録事業所として登録する期間（以下「登録期間」という。）は、富山市災害時等協力事業所登録書（様式第2号）の交付の日から2年以内とする。ただし、登録期間が満了する日までに登録事業所から登録の抹消の申し出がない場合は、さらに2年間登録期間を延長するものとし、以後においても同様とする。

(登録の抹消)

第5条 市長は、登録事業所が富山市災害時等協力事業所登録抹消申出書（様式第4号）による登録の抹消を申出たとき、又は、市内に店舗等を有しなくなったとき、その他災害時等における協力が困難であると認められるときは、その登録を抹消する。

（協力の実施）

第6条 登録事業所は、災害時等において市長又は自治振興会、自主防災組織、町内会等の長からの要請に基づき、第3条第2項各号に掲げる事項につき、自己の業務に支障とならない範囲内で協力するものとする。

2 自治振興会、自主防災組織、町内会等の長は、登録事業所に協力を要請した場合は、速やかに市長に報告（様式第5号）しなければならない。

（費用の負担）

第7条 前項の規定により登録事業所が行う協力活動（以下「防災協力活動」という。）に要する費用は、当該事業所の負担とする。

（事故報告）

第8条 登録事業所は、防災協力活動に従事している従業員等が当該防災協力活動に起因して負傷したことを知ったときは、事故発生報告書（様式第6号）により、速やかに市長に報告しなければならない。

（登録事業所の公表等）

第9条 市長は、登録事業所について、本市のホームページで登録内容を公表するものとする。ただし、公表を希望しない事業所についてはこの限りではない。

2 市長は、登録事業所の内容について、富山市消防局、富山市消防団及び関係の自主防災組織に情報を提供することができる。

3 登録事業所は、自らが富山市災害時等協力事業所である旨を印刷物等に表示することができる。

（防災事業との連携）

第10条 登録事業所は、本市又は地域の団体等が実施する防災訓練、研修会等の防災事業に可能な限り協力するように努めるものとする。

（雑則）

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成20年1月4日から施行する。